別記様式第６号（第５条関係）

手数料額計算書（複数建築物に係る計画変更認定申請）

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３６条第１項の規定による変更の認定の申請）

１　申請の対象とする範囲　　　　建築物全体（複数建築物の認定）

２　計画の評価方法　　　　　　　住宅部分：

□　誘導仕様基準　□　誘導仕様基準以外

非住宅部分：

□　モデル建物法　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

本計画変更認定申請に係る手数料の額は、合計　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　の　種　類 | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| 申請建築物 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｱ)①　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｱ)③　　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｲ)②　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｲ)④　　　　　円 |
| 合計 | ㎡ | ①＋②　　　　　　円 | ③＋④　　　　　　円 |
| 他の建築物 | 合計 | ㎡ | ⑤　　　　　　円 | ⑥　　　　　　円 |

注

１　申請の該当する□にレを記入してください。

２　別表第２とは、小平市手数料条例別表第２を指します。

３　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３６条第２項の規定において準用する同法第３５条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に小平市手数料条例に定める額を加えてください。

４　適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。

５　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とします。

６　金額⑤及び⑥には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入してください。

７　本様式に別紙を添付してください。

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| 他の建築物 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｱ)①　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｱ)③ 　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｲ)②　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｲ)④ 　　　　円 |
| 小計 | ㎡ | ①＋②　　　　　　円 | ③＋④　　　　　　円 |
| 他の建築物 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｱ)①　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｱ)③ 　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｲ)②　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｲ)④ 　　　　円 |
| 小計 | ㎡ | ①＋②　　　　　　円 | ③＋④　　　　　　円 |
| 他の建築物 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｱ)①　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｱ)③ 　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の４の(1)のイの(ｲ)②　　　　　円 | 別表第２　５の４の(2)のイの(ｲ)④ 　　　　円 |
| 小計 | ㎡ | ①＋②　　　　　　円 | ③＋④　　　　　　円 |
| 合計 | ㎡ | ⑤　　　　　　円 | ⑥　　　　　　円 |

注

１　申請の該当する□にレを記入してください。

２　別表第２とは、小平市手数料条例別表第２を指します。

３　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３６条第２項の規定において準用する同法第３５条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に小平市手数料条例に定める額を加えてください。

４　適合証等とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。

５　認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表第２に規定する額とします。